

技術提案書等作成要領

1 提出書類

堺市統一地方選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務（以下「本業務」という。）の入札に関して、以下のとおり技術提案書等を提出すること。

- ・技術提案書（紙媒体） 正本 1 部、副本 7 部

2 記載事項

本業務の仕様書の内容を踏まえ、以下の事項についてその順序に従い技術提案書に記載すること。

また、意味が多義・曖昧で共通認識がとりにくい表現は避け、具体的に何を行うのかを明確にすること。（共通認識がとりにくい表現の例 ○○づくり：まちづくり、健康づくり、賑わいづくり、空間づくり等）

	提案項目	提案を求める具体的な内容
1	業務の理解度・基本方針	・本業務の目的についての認識及び課題への理解を具体的に記載すること。 ・若年層及び子育て世帯をターゲットとした広報戦略について、手法及び訴求内容を具体的に記載すること。 ・公職選挙法及び選挙啓発の趣旨に対する理解を踏まえ、本業務を実施する上での基本的な考え方を記載すること。 ・本業務における統一的なコンセプトについて、その設定意図を期待される効果とともに記載すること。
2	広報全体の戦略設計	広報全体の構成（媒体横断設計）、各媒体の役割（認知・関心・行動喚起など）、媒体間の連動（クロスメディア設計）、投票参加に至る導線設計を記載すること。
3	具体的広報案（クリエイティブ・訴求力）	実際の訴求力・創造性・具体性を評価するため、以下について具体案を提示すること。なお、提案書における広報案はイメージ又はラフ案で可とし、完成品の作成を求めるものではない。 ① ポスターデザイン案（仕様書 7.（1）） ・ コンセプト ・ デザインイメージ（ラフ可） ・ コピー案 ② 動画広告案（仕様書 7.（2）） ・ 6 秒・15 秒それぞれのシナリオまたは構成案 ・ 表現の方向性 ・ 活用媒体の想定

		③シテイスケープ・交通広告・デジタルサイネージの活用案（仕様書 7.（3）、（4）、（6）） 表現方法（静止画／動画） ・ 視認性向上の工夫 ・ 各媒体の使い分け ④インターネット広告の企画提案（仕様書 7.（5）） ・ 使用媒体の選定理由 ・ ターゲット設定（年齢・地域） ・ 配信設計 ・ 想定効果（インプレッション等） ・ 効果測定及び分析手法並びに改善方針（PDCA）
4	媒体展開・掲出戦略	広報内容をどのように有権者に届けるかという観点から、媒体の選定、配置及び組合せの合理性並びに全体としての到達力を評価するため、以下について具体的に提案すること。 ・ 交通広告、シテイスケープ、デジタルサイネージ等の掲出場所選定の考え方 ・ 各媒体の役割（認知・関心喚起等） ・ 掲出配置（場所・数量・期間等）の考え方 ・ 各媒体間の連動及び相乗効果の設計 ・ 広報全体としての到達効果を高めるための工夫
5	業務実施体制及び実施計画・進行管理	・ 本業務を履行するための担当者構成、役割分担及び連絡体制を記載すること。 ・ 業務工程表、各施策の実施スケジュール及び調整・確認フローを記載すること。
6	類似業務の実績	令和 3 年 4 月 1 日以降に国または地方公共団体の選挙に係る広報啓発事業企画・運営業務の契約の元請けとして履行した実績（業務名（実施年度）、発注者、業務内容、規模、成果）を記載すること。 ※契約書、仕様書の写し等の履行実績を証明できるものを添付すること。その際には、受注者が分からないように受注者名を黒塗りする等の処理をすること。なお、これらの書類は、提案書のページ数には含めないものとする。

3 作成方法

- (1) 正本（1 部）の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載すること。

商号又は名称、所在地、代表者職氏名（本市業者登録時に本店以外の契約先を設定している場合は、契約先の商号又は名称（支店、営業所等）、所在地、受任者職氏名）、担当者名、担当者連絡先を記載すること。

- (2) 副本の表紙については、「本業務（前記の業務名を記載）技術提案書」、宛名は「堺市長」と記載するのみで、社名等の記載を一切行わないこと。

【留意事項】

- (1) A 4 判（縦横は自由）を使用し、両面とすること（図面等など一部 A 3 判も可）。
- (2) 日本語、日本円で表記すること。
- (3) 図面等を除き、文字の大きさは 10.5 ポイント以上とし、左右に 20mm 程度の余白を設定すること。
- (4) 表紙、目次、補足資料等を除き、ページ番号を付し 30 ページ以内に収めること。
- (5) 提案内容が理解しやすいよう簡潔かつわかりやすい表現で記載すること。また、提案内容の考え方や根拠、理由等を具体的に記載すること。
- (6) 理解しづらい用語や専門用語には脚注を付記すること。
- (7) 本市が提示した仕様書の全面コピーや「仕様書のとおり」といった記載に終始しないこと。このような提案については、評価が大幅に低くなる場合がある。
- (8) 提案された内容は契約内容の一部となるため、実現性が低い提案は行わないこと。
- (9) 副本には、提案者が判別できるような記載、表現、ロゴ及び用紙などは一切使用しないこと。判別できない場合には失格にすることもあるので十分確認した上で提出すること。
- (10) 提案内容は、公職選挙法その他関係法令を遵守すること
- (11) 特定の候補者・政党を想起させる内容は記載しないこと
- (12) 必要に応じて図表・イメージを用いること
- (13) 重点ターゲットは若年層及び子育て世帯とするが、広く有権者全体への周知効果にも配慮した提案とすること。

4 その他

- (1) 提出された技術提案書等の修正、差替え又は追加資料等の提出はできない（ただし、本市の指示によるものを除く。）。なお、提出された書類は入札結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合には本市で定めた保存年限満了後、本市の責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出された技術提案書等は審査に必要な範囲内で複製する場合がある。